

ことはな訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セイズオンが開設することはな訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ことはな訪問介護事業所
- (2)所在地 愛知県名古屋市天白区平針三丁目 2702 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする
- (2) サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 従業者 5名以上
従業者は、居宅介護等（事業所の実施する内容に応じて居宅介護、重度訪問介護及び行動援護をいう。以下同じ。）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、名古屋市（天白区、緑区、名東区、昭和区、瑞穂区）、日進市、豊明市、東郷町の区域とする。

（居宅介護等の内容及び主たる対象者）

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

（1）居宅介護

- ① 身体介護
 - ② 家事援助
 - ③ 通院等介助
- （2）重度訪問介護
- （3）行動援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、特定しないものとする。

（利用者から受領する費用の額）

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。ただし、当該サービス提供を行った月に他の事業所による障害福祉サービスの提供があった場合には、各事業所が受け取る利用者負担額の合計が市町村が定める利用者負担額をこえないよう調整した額の支払を受けるものとする。

2 第6条に定める通常の事業の実施地域を越えて居宅介護等を提供する場合に要する交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点より利用者宅までの片道1キロメートルあたり10円を徴収する。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（苦情解決等）

第10条 提供した居宅介護等に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により区市町村が、また、法第11条第2項又は法第48条第1項の規定により愛知県知事又は区市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者並びにその家族からの苦情に関して区市町村、又は愛知県知事及び区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村、又は愛知県知事及び区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

4 苦情事故の状況及び苦情事故に際して採った処置について報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努める。報告書は当該利用者の契約終了後5年間保管する。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げるとお

り必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて従業員の人権意識、知識および技術の向上に務める。
- (4) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- (5) 前各項を適切に実施するために虐待防止に関する担当者を選定する。

(身体的拘束の適正化)

第12条 事業所は、利用者の身体的拘束の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体拘束を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況ならびに緊急やむを得ない利用その他必要な事項を記録する。
- (3) 身体拘束等の定期成果のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (5) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行なう。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護等の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所の従業員の生活の保持および健康状態について必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(反社会的勢力の排除)

第15条 事業所は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、この契約を締結するものでないこと。

- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
(2) 繼続研修 年 6 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護専門の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社セイズオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。